

週間税務通信平成 26 年 9 月 29 日より

工業会の証明書と経産局の確認書

生産性向上設備投資促進税制では、A類型は工業会の「証明書」、B類型は経産局の「確認書」を申告書等に添付できますが、その効果は異なります。

産業競争力強化法で規定する「生産性向上設備等」には、A類型（先端設備）とB類型（生産ラインやオペレーションの改善に資する設備）の2つのタイプがあります。

A類型は、「最新モデル要件」及び「生産性向上要件」を満たす一定の資産が該当し、両要件を満たすことについて工業会等から「証明書」の発行を受けられます。

一方、**B類型**は、一定の資産のうち、**法人が策定した投資計画**（投資利益率 15%（中小は 5%）以上が見込まれるものであることにつき経産局の確認を受けたもの）に記載されたものが該当し、経産局の確認を受けたことについて「確認書」が発行されます。

経産省が 7 月 18 日に公表した「『産業競争力強化法』の施行から半年」によると、6 月末日時点で、A 類型の「証明書」発行件数は 19,240 件、B 類型の「確認書」発行件数は 828 件（総額：約 1 兆 4371 億円）に達したとのことです。

ところで、証明書、確認書ともに、税務申告の際、確定申告書等に添付することが可能とされていますが、その添付の効果は異なるようです。

A 類型の「証明書」は、**発行を受けること自体が任意**であり、申告書等への添付も義務付けられていません。しかし、申告書等に写し等を添付することにより、申告内容が適正であることを納税者として証明する効果があり、**できるだけ入手して添付することが望ましい**です。

一方、B 類型の「確認書」は、同税制を適用する上で**必ず発行を受ける必要がある**ものですが、「確認書」だけでは具体的な投資計画の内容等はわからず添付しても A 類型の証明書のような効果はありません。経産局に提出した**投資計画を合わせて添付することも可能**ですが、添付書類の量が膨大になるというデメリットがあります。



確認書は、A 類型の証明書と同様、確認を受けた事実を明らかにするため申告書等に添付することができますが、申告の際に提出する「付表」には「**確認書の番号**」等を記載する欄も設けられており、これを記載していれば、法人が投資計画と合わせて保存しておくことでもよいとのことです。

大注目！「生産性向上設備投資促進税制」3つのポイント

【POINT1】対象者の範囲が広い！

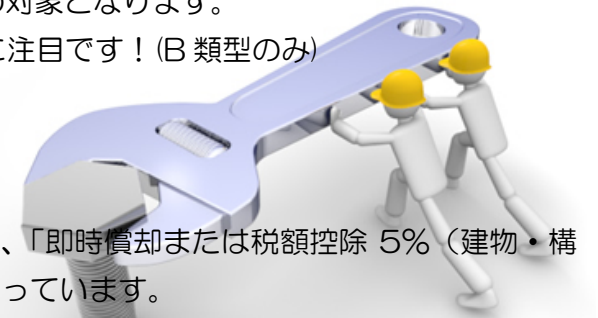
- 青色申告する法人・個人事業主であればどなたでもご利用いただけます。
- 業種・業態、企業規模による制限はありません。
- 製造業者だけでなく、建設業、流通業、農業者まで、個人事業者から大企業に至るまで幅広くご利用いただけます！

【POINT2】対象設備の範囲が広い！

- 一定の要件を満たせば、機械装置をはじめ工具、器具備品、建物、建物附属設備、構築物、ソフトウェアまで広範な設備類が税制の対象となります。
- 特に「建物」本体も税制措置対象になる点に注目です！（B 類型のみ）

【POINT3】税制措置が手厚い！

- 対象となる設備に与えられる税制優遇措置は、「即時償却または税額控除 5%（建物・構築物は 3%）の選択」という手厚い内容となっています。
- 中小企業投資促進税制の利用により、税額控除は最大 10%に UP！
- 条件を満たせば建物の取得価額全額を取得年度に償却することも可能です！



類型	A:先端設備	B:生産ラインやオペレーションの改善に資する設備
対象設備 (要件)	「機械装置」及び一定の「工具」「器具備品」「建物」「建物附属設備」「ソフトウェア」のうち、下記要件を全て満たすもの ①最新モデル ②生産性向上(年平均1%以上)	「機械装置」「工具」「器具備品」「建物」「建物附属設備」「構築物」「ソフトウェア」のうち、下記要件を満たすもの ①投資計画における投資利益率が年平均15%以上(中小企業者等は5%以上)
確認者	工業会等	経済産業局
その他満たすべき要件	生産等設備を構成するものであること／最低取得価額要件を満たしていること／国内への投資であること／中古資産・貸付資産でないこと、等	
対象者	青色申告をしている法人・個人(対象業種に制限はない)	
税制措置	○産業競争力強化法施行日(平成26年1月20日)から平成28年3月31日まで :即時償却と税額控除※(5%。ただし、建物・構築物は3%)の選択制 ○平成28年4月1日から平成29年3月31日まで :特別償却(50%。ただし、建物・構築物は25%)と税額控除※(4%。ただし、建物・構築物は2%)の選択制 ※ 税額控除5%とは、対象設備の取得価額の5%相当額を当期に支払う法人税額等から控除する(差し引く)ことを指す。ただし、本税制による控除額の上限は、当期の法人税額等の20%。	

税制面での優遇を受けながらも生産性の向上を図れるので合理的に行えば事業の利益を増やすことが出来ます。

設備投資を決断するチャンスです！